

あきる野市第二次総合計画 基本計画（たたき台）

令和 3 年 2 月 26 日時点

目次

第1章 都市整備分野…………… 1～11 頁

第2章 産業振興分野……………13～26 頁

第3章 市民生活・環境分野……………27～39 頁

第4章 保健福祉分野……………41～56 頁

第5章 教育・文化分野……………57～69 頁

第6章 行財政分野……………71～83 頁

第1章

都市整備分野

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

第 1 節 快適で住み続けられる都市づくりの推進

現状と課題

- 1 まちづくりの根幹は、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進です。市では、基本構想や都市計画における都市づくりを明らかにした「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- 2 市の行政区域 7,334ha のうち、森林や丘陵地などの自然地が 7 割を占め、台地部を中心に既存の集落や土地区画整理事業等により市街地を形成しており、平成 28 年 3 月 17 日現在の市街化区域は 16.3% (1198.0ha)、市街化調整区域は 83.7% (6,136.0ha) となっています。
- 3 震災・風水害等に備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、市域全域の課題を踏まえ、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用を誘導する必要があります。
- 4 人口減少社会においては、無秩序な市街化の拡大は抑制されていることから、地域の特性や課題を踏まえつつ、既存のストックを有効に活用したまちづくりを行い、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて必要な土地区画整理事業や地区計画の導入など、都市のスポンジ化対策を推進しながら循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと大きな方向転換が必要です。
- 5 人口減少や高齢化の進行などにより、管理されていない空き家の増加が懸念されており、防災・防犯、衛生上の観点から、空き家の適正管理や活用が求められていることから、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策の推進に取り組んでいます。

基本方針

自立性の高い都市の形成に向け、集約型構造の都市づくりや、既存ストックの有効な更新や転換の推進などを図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

① 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進

人口減少社会に対応したまちづくりを進め、都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間・公共の既存ストックを有効に活用したまちづくりへと転換していきます。

② 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

初雁地区及び秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為等の宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等との調和を図り、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。また、国が定めた国土強靱化基本計画に基づき、開発行為等による大規模盛土造成地に対し、大規模地震における被害の防止・軽減及び復旧コストの低減のため、安全性の把握に努めます。

② 地区計画による修復型まちづくりの推進

地区計画による地区施設の整備計画が定められている地区においては、道路や広場などの基盤整備とともに、用途制限・面積制限・壁面制限等のソフト施策を活用し、修復型まちづくりを進めます。

③ 市営住宅ストック総合活用計画の推進

市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）に基づき、適切な維持管理などにより長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用を推進します。

3 市街地の整備

① 土地区画整備事業による新市街地の形成

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。今後の土地区画整理事業は、組合等が主体となった民間施行に移行することを検討します。

② 民間活力による新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換が望まれる地区は、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。

4 空き家対策の促進

① 空き家の適正管理の促進

空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、管理されていない空き家の適正管理を促進します。

② 総合的な空き家対策の検討推進

利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組など、総合的な空き家対策を検討推進します。

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

現状と課題

- 1 市の緑の総量は、約 5,100ha（市域の約 70%）に及んでおり、その大半が山地・丘陵地などの樹林地と農地です。また、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。市街地においては、今後の空洞化への対応や、稠密な市街地では、防災やゆとりある良好な市街地環境を創出する上で、地域制緑地の在り方を抜本的に見直す必要があります。
- 2 崖線部にある約 65ha の樹林（崖線緑地）は、非常に特色ある緑として貴重な存在であり、野辺地区、雨間地区、牛沼地区の一部の河岸段丘については、保存緑地として指定し、保全を図っています。しかし、近年は、大型台風による倒木などの懸念があることから、きめ細やかな管理が必要となっています。また、公園等の施設においても、緑の確保の取組が進んでいます。
市内の都立自然公園では、遊歩道や休憩施設の経年劣化による整備が必要であるとともに、自然災害による迅速な対応をとるために都との情報共有や連携をより強化していく必要があります。
- 3 公園等は、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度を開始するなど、市民等が自発的に取り組む緑化や美化、清掃などを支援しています。一方、当該制度への登録団体は、登録団体員の高齢化等による活動の継続困難などを理由に、平成 28 年度の 8 登録団体をピークに平成 30 年度には 6 団体まで減少しています。
平成 29 年度に改正された都市公園法では、都市公園の維持修繕基準が法制化され、遊具については専門業者による年 1 回の点検を行うこととなりました。都市公園においては、施設及び遊具も老朽化しており今後の維持管理費の増加が見込まれます。
- 4 計画的に緑地の適正な保全と緑化の推進を図る必要があります。都市的土地利用との共生を図る区域においては、生物多様性に重きを置き、都市的土地利用を制限する制度を検討する必要があります。

基本方針

都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的な土地利用を抑制する緑地空間の保全の二面性を確保していくために、市民に親しまれ、憩いの場である公園や都市緑地等の整備を進めるとともに、市民が快適な生活を送ることができる良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。また、都立自然公園は観光ルートとしても重要であることから、市外からの訪問者の受入態勢の構築に取り組みます。

施策の内容

1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

① 緑確保の推進

保全すべき緑と確保すべき緑を明確にしつつ、計画的に緑の保全、創出及び活用を図るため、生物多様性あきる野戦略を踏まえた緑地の配置や都市農地等の確保など、緑の確保を進めます。

② 魅力ある景観づくりの推進

豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かした景観づくりを進めます。

③ 市民参加の継続

道路や水路、公園などの公共施設において、市民等が自発的に緑化や美化、清掃などの活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度へ登録する団体を増やす方法の検討や、地域の子どものための環境学習の一環としての活動推進、地域等への資材等の提供・備品の貸出等による市民参加を推進します。

2 公園・緑地の整備保全

① 公園・緑地の適正管理

市民に親しまれ、憩いの場であり、火災の延焼防止機能も有する公園・緑地等について、適宜整備・確保に努めます。また、公園は安全に利用できるよう、適切に管理します。また既存市街地における公園の整備及び機能強化について検討していきます。

② 崖線の緑地の保全

秋川や平井川などの河岸段丘に残された良好な緑は、生物多様性保全の観点からも貴重であるため、崖線の緑地の保全を図ります。

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

現状と課題

- 1 道路については、市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが課題となっています。都市計画道路は21路線で、総延長が約39,050mあり、平成30年度現在の整備済延長は26,930mで、整備率は68.9%となっています。道路は、舗装・付属物の老朽化により維持補修の充実が必要であり、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。
- 2 公共交通機関であるJR五日市線の乗降者数は、平成20年度以降概ね減少傾向であり、令和元年度の市内5駅合計の1日平均乗降者数は、20,972人となっています。

乗降客数等の減少は、運行便数に影響を及ぼす可能性があることから、公共交通の維持に向けて、鉄道利用者の増加に向けた取組が必要であるとともに、利用者の利便性の一層の向上や輸送力の強化が求められます。
- 3 高齢化や人口減少などにより、公共交通の空白地域を中心に交通弱者が増加することが予想されており、高齢者、交通手段を持たない市民などを対象とした移動手段の確保が求められています。このため、市では、公共交通実証実験等を通じて、持続可能な公共交通網の構築に向け、公共交通の整備手法などの検討を進めています。
- 4 公共下水道の令和2年3月31日現在の整備率は、都市計画決定面積約1,659haのうち、80.47%（約1,335ha）となっています。今後、下水道管きよの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組む必要があります。
- 5 河川等の水質を保全するため、下水道認可区域外において、汚水を処理する合併処理浄化槽の設置者に対し、補助を行っています。合併処理浄化槽は、公共下水道と同様に、汚水処理の手法の一つと位置付けられており、人口減少社会に対応したまちづくりを進めるに当たり、本市の汚水処理について、合併処理浄化槽の取扱い等を検討していく必要があります。

6 市内には、秋川、平井川、多摩川の3つの流域が存在しており、水質汚濁の対応を進めるとともに、清流や生態系などの維持・保全により、河川が本来持つ機能を守ってきました。

今後は、河川環境の維持・保全とともに、治水・利水・環境を柱に、より親しみやすい河川環境の整備と、主たる河川の整備計画を策定していきます。

基本方針

都市計画道路等の整備を推進し、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備、汚水処理の推進などにより、安全で利便性の高い都市基盤の充実を図ります。道路整備においては、車両の通行だけではなく、自転車や歩行者への通行にも配慮します。

河川等については、整備計画を定めたうえで、氾濫の恐れのある箇所改修を進めます。また、親しみやすい水辺空間の整備を進めるため、河川施設整備においては、自然に近く良好な水辺環境を損なわないよう配慮し、水辺空間の整備を推進します。

施策の内容

1 道路の整備

① 道路の整備の推進

市が整備を行う都市計画道路は、面的整備などの手法も取り入れ、早期建設を推進します。また、東京都が整備を行う都市計画道路のネットワーク化を図るため、東京都と連携し、建設を促進します。

② 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、維持管理・更新を推進します。

③ 道路施設の整備・維持管理

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、道路施設の整備・維持管理を推進します。

2 交通体系の整備

① 既存交通の維持及び利便性の向上

交通手段を持たない市民や高齢者の移動手段を確保するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策を継続します。また、事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努めます。

② 公共交通網構築に向けた検討・推進

持続可能な公共交通網の構築に向け、都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画等との連動性を考慮しながら、公共交通優先検討区域における実証実験等を通じて、公共交通空白地域の解消などに取り組みます。

③ 公共交通に関する意識啓発

公共交通の維持・導入に当たっては、一定の需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発に取り組みます。

3 汚水処理の推進

① 下水道整備事業の推進

策定作業を進めている汚水整備計画に基づき、下水道整備事業を推進します。

汚水整備計画の策定に当たっては、今後の施設の更新や維持管理、使用料など、長期的なマネジメントの観点から整備のあり方を検討します。

② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実

下水道施設については、民間活力を活用し維持管理を図るとともに、緊急時対応の充実を図ります。

③ 雨水排水幹線の整備

大雨による浸水被害を防止するため、水はけの悪い低地等の雨水排水幹線の整備に努めます。

④ 下水道整備区域における下水道利用の促進

下水道整備区域の未接続家屋者に対し、市広報紙やホームページなどにより下水道利用の周知を図ります。

⑤ 生活排水対策の推進

家庭から排出される汚水(生活排水)の環境への負荷を減少させるため、下水道未整備区域を対象とする合併処理浄化槽設置事業など、生活排水対

策を推進します。

⑥ 汚水処理の在り方の検討

人口減少社会に対応したまちづくりを進めるに当たり、公共下水道や合併処理浄化槽の特性等を検証し、本市の汚水処理の在り方を検討するとともに、汚水整備計画を策定します。

4 河川の整備

① 河川の整備

市内の主たる河川における整備計画を策定していきます。

② 河川の維持管理・更新の推進

河川の長寿命化を図るため、河川維持補修箇所の優先順位計画を策定し維持管理・更新を推進します。

③ 河川施設の整備・維持管理

河川環境の維持・保全とともに、治水・利水・環境を柱に、より親しみやすい河川環境の整備を推進します。

第2章

産業振興分野

第1節 地域特性を活かした産業振興の促進

第2節 商工業の振興

第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

第5節 自然と調和した林業の推進

第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進

第 1 節 地域特性を活かした産業振興の促進

現状と課題

- 1 市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘致するために秋留台西地区、小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、これまでに研究所や事業者が進出しました。
- 2 市街化区域内における産業系土地利用の割合は、平成 28 年 3 月現在 9.5% となっており、西多摩（奥多摩町と檜原村を除く 6 市町）の割合の 23.9% を大きく下回っています。
- 3 圏央道が東名高速道路や東北自動車道などに接続され、物流の広域的なネットワークが形成されることから、産業系土地利用への期待が高まってきています。
- 4 いきいきとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図る必要があります。

基本方針

圏央道の整備効果を最大限に生かして地域経済力の強化を図るため、環境に恵まれた地域特性を生かした産業振興を促進します。

施策の内容

1 産業振興の推進

① 総合的な産業振興の推進

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を生かしつつ、経済基盤として重要な役割をもつ産業の発展を図るとともに、新たな産業の創出・育成に向けて計画的な産業振興策等を検討します。

② 計画的な産業立地の推進

産業系土地利用の増進と地域経済力を高めるため、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しつつ地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

2 中小企業支援の推進【調整中】

① 中小企業の育成

＜内容調整中＞

第2節 商工業の振興

現状と課題

- 1 商店街推進プランに基づき、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進しています。
- 2 平成7年の合併以降、増加していた卸・小売業事業者数は平成14年頃から、従業員数は平成16年頃からそれぞれ減少に転じていましたが、経済産業省「経済センサス活動調査」による平成26年の事業所数は499店、従業員数は3,616人となっており、平成24年と比べると、事業所数が9店、従業員数は202人増加しています。
- 3 広域的な集客力をもつ商業施設の進出や、インターネット販売が普及する中、既存商店街への集客などが課題であり、商店街の活性化に取り組む必要があります。
- 4 商工業者の経営安定化を図るためには、商工業者の支援や後継者の育成に取り組む必要があります。

基本方針

商工会を始め関係機関との連携を強化し、まちづくり的な視点をもって商店街の集客力向上や活性化の取組などを支援するとともに、商工業者に対する創業や事業承継などの支援、中小企業への融資制度の充実などに努め、活力ある商工業の振興を図ります。

施策の内容

1 商業の振興

① 活力と魅力ある商店街づくりの推進

商店街振興プランに基づき、商店街が賑わいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進します。

② 空き店舗の活用の促進

商店街での空き店舗のリノベーションや集客力の強い業種の誘致など、空き店舗の活用を促進します。

③ 特色ある店舗づくりの支援

大型店ではできない、きめ細かい経営を図るため、商店街のセールや地域イベントとの連携など、地域特性を活かした事業展開や、専門家の活用を実施するなど、特色ある店舗づくりを支援します。

④ IT等の活用による顧客の確保・拡大の支援

IT等の活用により、消費者のニーズに応えるとともに、顧客の確保と拡大を支援します。

2 工業の振興【調整中】

① 経営基盤の強化

＜内容調整中＞

② 企業間連携の促進

＜内容調整中＞

3 商工業者の支援

① 経営資源の支援

商工会や関連機関との連携による、人材の確保や事業承継の支援を推進するとともに、専門家による経営改善や販路拡大を図り、併せて資金融資や設備導入等の支援をします。

② 【施策名調整中】

地域産業の情報発信を強化しながら、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta（ビスタ）において、起業・創業を支援します。

第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

現状と課題

- 1 市には、四季折々に表情を変える山々や秋川渓谷などの豊かな自然環境、五日市憲法草案や郷土芸能などの素晴らしい歴史・文化、貴重な地質・地形や化石などの自然遺産など、観光まちづくりに活用できる地域資源が豊富に存在しています。
- 2 豊かな自然を始め地域資源の象徴である「秋川渓谷」のブランド化などにより、地域活性化に取り組んでいます。引き続き、地域住民や商工業者、観光業者などと連携し、地域経済を支える柱として観光産業を発展させる必要があります。
- 3 観光キャラバンの実施、秋川渓谷五日市観光情報コーナーの運用、各種パンフレットの作成やSNSを活用したプロモーション活動等により平成29年の年間入込観光客数は、250万人を超え、平成28年に策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定した目標値を2年前倒しで達成しました。また、インスタグラムにおける#秋川渓谷の登録数は、令和3年2月現在3万9千件を超え、国内外からの関心が高まっており、秋川渓谷の認知度は向上しています。
- 4 高度情報社会の進展により、インターネットやSNS等の活用や映像等による情報発信の重要性が高まっています。

基本方針

地域住民や商工業者、観光業者などと連携し、自然の豊かさと都市機能を併せ持った特長を活かした、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めるとともに、あきる野のふるさとの魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展をめざす「観光都市あきる野」の取組を推進します。

施策の内容

1 総合的な観光まちづくりの推進

① 観光プロモーション事業の推進

観光パンフレット・ポスター、ホームページ、SNS等のツールを活用した情報発信、観光事業者等と連携した観光キャラバンを実施し、更なる秋川溪谷のブランド化を推進します。

② 広域観光連携事業の推進

近隣自治体と連携した広域的な観光イベント等の実施により、本市の観光情報・魅力発信を推進します。

③ 観光関連組織等との連携強化

秋川溪谷観光関係機関連絡会等との連携により、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを計画・展開することで効果的な誘客を図ります。

④ 国際化対応の推進

多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客に対応できる通訳ボランティアの確保を検討するなど、受入体制の整備・充実を図ります。

2 楽しく歩けるまちづくりの推進

① 観光情報基盤の充実

観光客の利便性・快適性を向上させるため、観光サイン等のインフラ整備、また、ホームページ、SNSをはじめとした観光情報発信ツールの拡充を進めます。

② 観光駐車場及び公衆トイレ機能の充実

観光客が観光駐車場及びトイレを快適に利用できるよう、計画的な整備を進めるとともに、地域と協働による維持管理を行います。

③ 市内回遊と交通ネットワークの連携・整備の推進

交通関連事業者等との連携を強化し、観光拠点へのアクセスを向上させ、市内を回遊させる交通ネットワーク、観光ルートの景観整備、観光サインの整備を推進します。

3 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出

① 観光拠点の魅力アップ整備の推進

秋川渓谷観光の拠点施設である「秋川渓谷瀬音の湯」及び「秋川渓谷戸倉体験研修センター」において、観光客が快適に楽しく過ごせるよう、適正な維持管理・整備を進めます。

② 観光ルートの整備の推進

市民や観光客が楽しく散策できるよう、ハイキングコース等の観光ルートの整備を推進します。また、観光パンフレットを作成し観光ルートの利用増加を推進します。

③ 地域資源を活かしたツーリズムの確立

地域資源を活用した持続可能なツーリズムを推進するため、秋川流域全体で連携した観光まちづくりの取組を進めるとともに、広域的な魅力ある観光圏の形成、人材育成等を図っていきます。

④ 集客性の高いイベントの支援

観光情報の積極的な発信により、観光客の増加を図るとともに、市のイメージアップを推進するため、観光協会、地域団体等が実施するイベントを支援します。

⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進

秋川渓谷の魅力を発信するため、首都圏からの観光客をターゲットとした観光プロモーションを展開するとともに、あきる野の匠、あきる野市ゆかりの人等といった歴史・文化、地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

現状と課題

- 1 あきる野市農業振興計画に基づき、新たな担い手の育成・確保、直売所の充実や休農地の有効活用、食の取組など、地産地消型農業を基本とした農業振興を推進しています。
- 2 農業従事者の高齢化が進行していることから、新規就農者を担い手として育成・確保する仕組みづくりが必要となっているため、農業委員会や関係機関と連携して、農業者の育成を進めています。
- 3 市内3か所の直売所を拠点として、新鮮で安全・安心な農畜産物を供給する地産地消型農業の推進に向けて取り組んでいます。このため、市民から愛される直売所として、年間を通じて安定的に農畜産物を供給する必要があります。
- 4 農業者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地化が問題となっています。そのため、遊休農地を再生し、農業経営の規模拡大を図るなど、直売所に農畜産物を供給する農地として活用しています。
- 5 サルやイノシシ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農作物被害が深刻化しており、農業経営者の生産意欲の向上と農業経営の安定化に取り組む必要があります。

基本方針

消費者の志向に合ったあきる野ならではの地産地消型農業を更に推進し、消費者がより良い農産物を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境に優しい農業の振興を図ります。

施策の内容

1 多様な農業者の育成・確保

① 農業経営者の支援と確保・育成

農業経営の規模拡大や合理化など、自らの農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や農家以外からの新規就農者の確保・育成を図ります。

2 魅力ある農業経営の確立

① 農産物の販売施設の拡充

地産地消型の農業を推進するため、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び秋川溪谷瀬音の湯物産販売所「朝露」の3か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。

② 安全・安心な農畜産物の供給

農薬の適正使用を図るため、秋川・五日市のファーマーズセンターの会員である農業者に生産履歴の記録と報告を継続するとともに、「東京都エコ農産物認定制度」の普及・啓発を行うなど、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を図ります。

③ 農産物のブランド化の推進

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大とともに、スイートコーンを始め、新たな農産物や加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

④ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が土に親しみ、農業への理解を深めるとともに、農業に関心を持つ市民等が農業指導を受けられる市民農園の機能の充実や農業者との交流を深めるため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」の取組を通じて、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

3 生産環境の整備

① 優良農地の保全

農業振興地域農用地などの一団農地は、土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。

② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進

効率的かつ安定的な農業経営に向け、農業生産基盤として活用されていない遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効活用を促進します。

③ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣の適切な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。また、狩猟免許保有者の確保などを図るため、市民や農業者などで組織される「あきる野の農と生態系を守り隊」に対し、狩猟免許取得等の支援をします。

第5節 自然と調和した林業の推進

現状と課題

- 1 市域の約 60% (4,395ha) を占める森林の多くは、スギとヒノキの人工林であり、その面積は 3,305ha (人工林率 75%) となっています。このスギとヒノキの多くは、木材として利用可能な 50 年生以上が多く、25 年生以下の若い森林が少ないなど、偏った林齢構成となっています。
- 2 国内の木材自給率は回復してきていますが、外国産材の輸入や生産コストの増大などによる木材価格の長期低迷は続いており、林業経営者の経営意欲の減退、林業従事者の減少・高齢化が進んでいます。さらに、人工林の伐採の停滞や間伐などの保育管理が進まないことから、人工林の荒廃や人工林から飛散する大量の花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。
- 3 市民や企業などと協働による森づくりを進めるとともに、林業経営の安定化や公益的機能を高める施業の推進、路網整備やスマート林業などによる効率化・低コスト化を図る必要があります。
- 4 林業の再生や木材関連産業の活性化と森林の循環を図るため、多摩産材の利用拡大を推進する必要があります。

基本方針

森林整備計画を推進するため、森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源を維持造成し、自然と調和した林業を推進します。

施策の内容

1 林業経営基盤の整備

① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者と後継者の確保・育成、施業の集約化につながる作業路網整備、高性能林業機械やスマート林業の導入による効率化・低コスト化などを推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果た

している東京都森林組合との連携を強化します。

② 生産基盤の整備の推進

施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した路網の整備（林道の開設・改良等）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

③ 多摩産材の利用拡大の推進

林業の再生や木材関連産業の活性化と森林の循環を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材の利用拡大を推進します。

④ 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税の活用により、間伐などの森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保や木材利用の促進・普及啓発を図ります。

2 公益的機能の維持増進

① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進

水源のかん養や土砂流出の防止、さらには二酸化炭素を吸収して地球の温暖化を防ぐため、間伐等の保育に対する支援をするとともに、治山事業の促進を東京都に働きかけるなど、森林の有する公益的機能の発揮を重視した森林施業を推進します。

② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進

林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図りながら、市民や企業・自治体をはじめ、ボランティアなどとの協働による森づくりを推進します。

第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進

現状と課題

- 1 災害や環境変化による河川環境の悪化に対応するため、関係機関と連携した魚道の維持・管理に取り組む必要があります。
- 2 近年、水質改善等により天然アユの東京湾からの遡上が確認されており、かつては江戸幕府へ上納されていた「献上鮎」のような美味しい江戸前アユの復活が期待されています。

基本方針

秋川では、アユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が行われています。水質の改善や魚道の改修等により、近年復活した天然アユが遡上できるよう魚道環境の維持・管理に取り組むとともに、アユのブランド化を推進していきます。

施策の内容

1 水産振興の推進

① 魚道の維持・管理

魚道の設置目的である「魚が常に遡上、降下できる河川」を実現するために、国、東京都及び関係市町村と連携して魚道の機能回復及び改修等に取り組んでいきます。

② 江戸前アユのブランド化

東京湾から遡上する天然アユの遡上促進が図られるよう調査等に努めるとともに、アユのブランド化に取り組んでいきます。

第3章

市民生活・環境分野

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

第3節 清潔で快適な循環型システムの構築

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

現状と課題

- 1 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域でのコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。平成30年度に85町内会・自治会に加入している世帯数は、17,669世帯（加入率50.1%）で、加入率は10年前に比べて10.5ポイント減少しています。
- 2 町内会・自治会は、本市において、地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、まちづくりの担い手としての重要性がますます高まっていることから、その支援が求められています。
- 3 地域の課題等の解決に向け、市民や市民活動団体、民間団体の参画の下、防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が活動しています。こうした団体の活動も地域コミュニティの活性化に大きく寄与しています。
- 4 コミュニティ会館や学習等供用施設などを利用し、サークル活動などを行っているコミュニティ関係団体の平成30年度登録数は、80団体（1,627人）となっており、10年前と比べると半数以下に減少しています。コミュニティ団体が安定して活動できるよう、その支援が求められています。
- 5 令和3年1月31日現在の外国人住民は、1,057人となっています。出入国及び難民認定法の改正等に伴い、本市における外国人住民の数は増加傾向であるとともに、今後は、外国人材が様々な場面で活躍すると予想されることから、外国人にやさしいまちづくりが必要です。
- 6 平成10年にマールボロウ市（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。グローバル化が進み、豊かな国際感覚を持ち国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが求められる中、海外でホームステイを体験する中学生や、アメリカの子ども達を受け入れる家庭や学校、地域に異文化理解を促しています。

基本方針

町内会・自治会の活動や加入促進の支援、防災・安心地域委員会などの各種団体の支援、地域コミュニティ団体への活動の場の提供などを通じて、地域力と地域コミュニティの強化を図るとともに、市民が郷土に誇りを持ち、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主的・自発的な意思の下に、連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成を図ります。

また、外国人住民が、本市で安心して暮らしていけるように、多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野を持つ人材の育成に取り組みます。

施策の内容

1 地域コミュニティの活性化

① 町内会・自治会への加入の促進

転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業会等の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。

② 町内会・自治会の活性化の支援

高齢化社会、ライフスタイルの多様化等、時代の変化に合った運営への改革を支援します。また、円滑な活動ができるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援します。

③ 町内会・自治会活動の支援

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

④ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

⑤ 各種団体の支援

防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が安定して活動できるよう、情報や資材、活動内容を発表する場の提供など、必要な支援を行います。

⑥ 地域コミュニティ団体の支援

市内の各地域で組織されている地域コミュニティ団体が安定して活動

できるよう、コミュニティ会館や学習等供用施設を活動の場として提供します。

2 多文化共生社会の推進

① 外国人にやさしいまちづくりの推進

ホームページ・各種パンフレット等における外国語での表記、まちの標識における英語等の表記やピクトグラムを追加、外国人相談窓口の継続など、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

② 国際化推進体制の充実と関係団体への支援

国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進め、関係団体の運営等を支援します。

③ 国際交流活動の推進

国際的視野を持つ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校に在籍する生徒の海外派遣やマールボロウ市生徒の受入れなど、姉妹都市をはじめとする国々との交流を推進します。

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

現状と課題

- 1 地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために設立した防災・安心地域委員会などと連携し、地域における防災の中心的役割を担う「地域防災リーダー」を育成しています。令和3年1月現在の認定者は806人となっています。
- 2 東日本大震災以降、災害に強いまちづくりや地域における防災活動の重要性が高まりました。さらに、昨今の日本各地で発生している自然災害により、災害に関する関心が高まっており、これまで以上に自助・共助の意識醸成を推進する必要があります。地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う自主防災組織は、令和3年1月現在81団体設置されています。
- 3 消防団は、火災予防啓発と火災時の消火活動をはじめ、台風等災害対応において、防火・防災の要として活動しています。近年、就労形態の変容や対象年齢層の減少などにより、団員数は減少傾向にあります。消防団が組織的に充実した活動が展開できるよう、団員数の確保が必要です。
- 4 市内の刑法犯等の犯罪件数は、町内会・自治会、防犯協会等地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署との連携により減少傾向にあります。犯罪が発生しないまちづくりにはこうした地域住民の日頃の活動が不可欠であり、今後も連携し取り組んでいける環境づくりが必要となります。
- 5 通勤、通学、買い物等、日常の生活様式は子どもから高齢者までそれぞれの特性があり、一人一人が交通安全意識を高く持つ必要があります。今後も引き続き、町内会・自治会、交通安全協会をはじめとする各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署、学校等教育機関と連携し、交通安全思想の普及・啓発により、交通安全対策を充実する必要があります。
また、特殊詐欺は手口が様々で巧妙化しているため、地域、金融機関、警察署等様々な関係機関と連携し、被害防止対策に取り組む必要があります。
- 6 本市は、平成28年4月1日に、世界平和や人権尊重の思いを込めた市民憲章の趣旨に則り、平和首長会議に加盟しています。今後は、市民とともに、本市の平和を維持していくための取組を進める必要があります。

- 7 公害等に関する苦情は、近年増加し、年間 170 件ほどとなっており、公害防止に取り組み、市民の健康と安全を確保する必要があります。

基本方針

町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

施策の内容

1 防災・消防対策の推進

① 防災施設・設備等の充実

地震などによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時の生活環境の整備を推進します。

地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進します。

消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域には、防火水槽等の消防水利の整備・充実に努めます。

② 住民や地域の防災力育成と支援

災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

また、自助と共助の意識醸成を図り、地域防災力を強化するため、防災・安心地域委員会とともに地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成します。

災害に対する備えが重要であることから、平常時及び発災時の自助・共助の取組などの普及・啓発を図るため、市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者にも周知し、防災意識の向上を図ります。さらに市民の自助意識の醸成を促し、住民が個々に必要なものを備える備蓄整備の推奨に努めます。

③ 消防力の充実

消防活動を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特

定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。

④ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など避難行動要支援者の把握に努めるとともに、各所管部署が中心となって消防署や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などとその情報を共有し、発災時における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進します。

⑤ 住宅の耐震化の推進

地震発生時の住宅崩壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に掛かる経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進します。

⑥ 国土強靱化の推進

大規模自然災害が起こっても地域社会経済が機能不全に陥らないよう国土強靱化の取組を推進し、防災・減災に繋がります。

⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化

災害発生時に備え、民間企業などとの協定等により、物資供給や設備の保全・復旧体制の強化を図ります。

周辺自治体や医療機関との連携による災害時医療体制の充実を図ります。

大規模災害時において必要な支援を効果的に受けられるよう、受援計画を策定し、継続して検証と見直しを行うことで、受援体制の向上を図ります。

また、近隣自治体をはじめ他地区で発生した甚大な被害に対する支援や避難者の受入などの応援体制についても、対策を進めていきます。

2 防犯対策の推進

① 防犯意識の普及・啓発及び向上

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図り、防犯意識の普及・啓発及び向上を図ります。

② 防犯体制の充実

町内会・自治会や警察署等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。

3 交通安全の推進

① 交通安全運動等の推進

交通事故防止の意識の高揚を図り、交通ルールへの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進します。

② 駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等

安全な交通を確保するため、駅周辺の自転車利用状況を把握し、自転車駐輪場の適正管理等に努めます。

4 平和なまちづくりの推進

① 非核平和都市宣言の発信

本市が平和であるためには、市民、事業者、市議会などとの共通認識のもと、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があります。こうした市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信します。

② 平和を学ぶ取組の推進

平和の尊さを認識し、これを維持していくためには、幅広い年代において、平和の尊さを改めて学ぶ必要があります。このため、平和に関する展示の継続など、平和に関する意識啓発を行うとともに、市内の子どもたちを広島に派遣するなど、平和を学ぶ取組を推進します。

5 公害防止の推進と生活環境の保全

① 公害知識の普及と啓発の推進

公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により、公害知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築

現状と課題

- 1 あきる野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある環境都市あきる野の実現のため「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」を目指して、ごみの衛生的な処理処分、市民と事業者と行政の協働による減量化や資源化を更に推進しています。
平成30年度の市民1人当たりの1日のごみの排出量は783.0gとなっており、10年前に比べて59g程度減量していますが、多摩地域の平均と比べて104.0g多くなっています。減量化を更に推進するためには、市民、事業者及び行政が一体となって取り組む必要があります。
- 2 平成30年度の総資源化率は33.4%となっており、10年前に比べて6.9ポイント増加していますが、さらに、限りある資源の有効利用に努めるため、3Rの取組を推進するとともに、意識啓発を図る必要があります。
- 3 地球温暖化対策地域推進計画及び第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、本市から排出される温室効果ガスの削減に向け、家庭（市民）・事業所（事業者）・市が一体となって、地球温暖化対策を推進しています。

基本方針

更なるゴミの減量化を推進し、清潔で快適な循環型社会システムの構築を図ります。また、地球規模の環境問題である地球温暖化に対応するため、省資源や省エネの実現に向けた取組を推進します。

施策の内容

- 1 ごみの減量化と適正処理の推進
 - ① ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築
一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処理までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図るとともに、資源とごみの出し方カレンダーの充実と「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげていき

ます。

収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートを選定や収集車への低公害車の導入推奨を図ります。

② ごみ減量化の推進

SDGsの「持続可能な社会」の実現に向け、廃棄物の発生防止及び削減に取り組むため、市民や事業者に対し、環境教育の一環として、プラスチックごみの海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減を図ることに加え、生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促すことにより、ごみの減量化を推進します。

③ 食品ロス削減の推進

本来、食べることができるにもかかわらず、捨てられている食品の削減（食品ロスの削減）に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」における啓発、フードドライブの実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発に取り組めます。

④ 環境美化活動の推進

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。

2 リサイクルの推進

① リサイクルシステムの充実

市民、事業所、行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

② 資源回収の推進

資源循環型社会を形成するため、資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。

③ ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器の貸与やコンポスト容器の購入費補助などの様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

3 地球温暖化対策の推進

① 国や都と連携した地球温暖化対策の推進

2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、国や都と連携して温室効果ガスの削減に努め、各種施策の情報発信や、森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進します。

② 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進

地球の温暖化など環境への負荷を軽減するため、市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入について、本市の自然や道路環境等を踏まえて検討・推進します。

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

現状と課題

- 1 生物多様性あきる野戦略に基づき「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」をめざして取り組んでおり、協働による自然環境保全活動の推進や生物多様性の保全が求められています。
- 2 清流や生態系などの維持・保全により、河川や湧水地が本来もつ機能を守っていく必要があります。

基本方針

豊かな自然と共生できる「環境都市あきる野」の実現に向けて、市民や事業者などとの協働による保全と活用の展開を図り、各地域の特性に応じた森づくりに取り組むとともに、生物多様性の保全に努め、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

施策の内容

1 生物多様性保全の推進

① 自然環境の保全の推進

自然環境と伝統文化などの優れた地域資源を生かし、地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを進め、生物多様性の維持・向上を図ります。

② 希少動植物保護の推進

希少種や保全すべき種や場所を把握し、モニタリングを継続することで保護を推進します。

③ 外来種対策の推進

生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種や有害鳥獣などの対策を国や東京都、近隣市町村と連携して推進します。

2 水環境の充実

① 河川及び湧水池の水質保全

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく事業を推進します。また、河川及び湧水池の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全に取り組みます。

② 雨水対策の推進

道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図ります。

3 緑環境の充実

① 保全緑地や公開緑地の指定の推進

生物多様性保全や二酸化炭素の吸収、崖線保全などの機能を有する貴重な緑の保全のため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地（樹林地・樹木・屋敷林・生け垣）や公開緑地の指定を推進します。

② 公共施設及び民間施設の緑化の推進

市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進します。また、減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準による緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から接道部の緑化を促進します。

第4章

保健福祉分野

第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

第3節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

第5節 地域福祉の推進

第 1 節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

現状と課題

- 1 本市は、健康増進計画「めざせ健康あきる野 21（第二次）」に基づき、市民、関係機関及び行政の協働による健康づくり事業を推進しています。
- 2 生活習慣病予防のために実施している特定健康診査の令和元年度の受診率は、50.77%となっており、平成 27 年度と比べて 1.03 ポイント増加しています。一方で、診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を見直す必要がある方に行う特定保健指導の参加率は 16.63%となっており、平成 27 年度と比べて 1.18 ポイント減少しています。生活習慣の変化や高齢化の進展などを踏まえ、総合的な生活習慣病対策の必要があります。
- 3 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及・啓発に取り組み、平成 29 年度の接種率は 38.6%となっており、5 年前と比べて 2.2 ポイント増加しています。また、平成 26 年度から高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種化され、平成 29 年度の接種率は 55.4%となっており、4 年前と比べて 1.6 ポイント増加しています。
- 4 身近な地域で必要な時に、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。
- 5 感染症の発生予防や蔓延防止のための予防接種の充実などが求められています。

基本方針

市民一人一人健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、各種健康診査・検診の受診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援や予防接種の促進などにより、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実を図ります。

施策の内容

1 健康づくりの充実

① 各種健康診査・検診等の充実

生活習慣病の予防やがんの早期発見、母保護者と子の健康維持・増進などを図るため、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査、乳幼児健康診査などの各種健康診査・検診の充実や適切な指導や支援による健康教育の推進を図ります。また、乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医の促進などにより、歯科保健の充実を図ります。

② 地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するとともに、健康づくり市民推進委員が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを促進します。

③ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアの育成を行います。

④ 食育の推進

食を通じて心と身体を育むために、関係機関と連携しながら食育を推進します。

⑤ 心の健康づくりの推進

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進します。

2 予防体制の充実

① 予防接種の促進・充実

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に行うなど、予防接種の充実を図ります。

② 感染症対策の充実

感染症発生の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活

動などにより、正しい知識や情報を提供するとともに、新型インフルエンザ等の感染症に関する危機管理体制を充実します。

③ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

3 保健・医療提供体制の充実

① 医療と福祉の連携及び強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。また、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図ります。さらに、日の出町、檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスの充実について、働きかけます。

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

現状と課題

- 1 総人口に占める14歳以下の割合は、平成31年4月1日現在では12.6%となっています。5年前と比べて1.1ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されています。
- 2 少子化が進む一方で、国における女性活躍の推進に向けた取組などにより、共働き家庭が増加し、教育・保育施設等の利用ニーズが高まることが予想されます。
- 3 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 4 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えていることから、いつでも気軽に相談できる体制の充実が求められています。
- 5 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長するためには、家庭や学校だけではなく、地域の大人たちが子どもを見守り、成長を支える取組が必要です。
- 6 国においては、平成27年4月から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度により、子育てしやすい社会の実現に向けた取組が進められています。
- 7 本市は、子ども・子育て支援総合計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて環境整備に取り組んでいます。

基本方針

全ての子どもとその保護者を支援するため、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図るとともに、社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。

施策の内容

1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備

① 幼児教育・保育の充実

幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制の充実を図ります。

② 成長段階に応じた健全育成

乳幼児の成長段階に応じた健康診査等の実施、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図ります。

③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進などに取り組むことにより、特に支援を必要とする子どもへの支援の充実を図ります。

2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備

① 母子とその家族の健康の保持・増進

妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施することにより、母子とその家族の健康保持・増進を図ります。

② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実

18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立感を感じている保護者が気軽に相談できるように、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実を図ります。

③ 子育てに対する意識啓発と情報提供

子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓

発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供します。

④ 子育てしやすい支援体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるように、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施することにより、子育てしやすい支援体制の充実を図ります。

⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施することにより、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

3 社会全体が子育て家庭を支える環境の整備

① 子どもの安全・安心の確保

保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進することにより、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に取り組みます。

② 子育てを支援する生活環境等の整備

子育て家庭が安心して外出できるように赤ちゃん・ふらっと事業などを推進することにより、安全に安心して子育てを行えるための生活環境等の整備を推進します。

③ 地域における子ども・子育て支援の推進

子育てグループ等への活動支援やそれぞれの地域における子どもたちの安全・安心の確保と健全な育成を担う地域子ども育成リーダーを養成するなどして、地域における子ども・子育て支援を推進します。

④ 仕事と子育ての両立の推進

ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを行うことにより、仕事と子育ての両立を支援します。

第3節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

現状と課題

- 1 市内の障がい者数は、平成31年3月末現在3,694人（身体障がい者2,304人、知的障がい者706人、精神障がい者684人）となっており、障害福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。そのうち、18歳未満の児童は、276人（身体障がい者78人、知的障がい者178人、精神障がい者20人）です。
- 2 本市は、「あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者福祉の推進に取り組んでいます。
- 3 精神障害者地域活動支援センター、障がい者就労・生活支援センター及び障害者通所支援施設では、障がい者の社会復帰、社会参加、自立更生及び生活介護に関する事業を行っています。
- 4 障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、必要な情報が得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実が求められています。
- 5 市民一人一人が、障害のあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が求められています。

基本方針

ノーマライゼーションの概念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援により、障がい者が安心して自分らしく生活できる福祉の充実を図ります。

施策の内容

1 障がい者福祉の推進

① 障害や障がい者に対する理解の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障害や障がい者に対する理解の促進及び周知・

啓発活動を推進します。

② 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止センターや東京都、警察署などとの連携により、養護者や障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努めます。

③ 療育の支援・推進

障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した切れ目のない支援体制の構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

2 自立生活の支援

① 地域における自立生活への支援

地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービスなどを総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙やホームページなどを通じて情報提供の充実を図ります。

③ 在宅支援サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの質の向上に取り組むことにより、在宅支援サービスの充実を図ります。

④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関や保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。

⑤ コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ 地域生活への移行促進

障がい者が地域で生活を送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

3 社会参加の支援

① 日中活動の場の確保

生活介護や機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

② 移動・コミュニケーション支援サービスの推進

屋外での移動が困難な障がい者が外出できるよう、障害に応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

③ 就労の支援

障がい者就労・生活支援センターで就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援します。また、地域活動支援センター、虐待防止センターを秋川健康会館内に設置し、障がい者の生活全般をサポートする施設として提供します。

④ 社会復帰の促進

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進、就労支援を図ることなどにより、社会復帰を促進します。

⑤ 障がい者雇用の促進

障がい者がその能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用の促進します。

⑥ スポーツ・文化活動の充実と参加の支援

障がい者が参加するスポーツや文化活動を充実させるとともに、移動支援等の事業を通じ参加を支援します。

⑦ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

現状と課題

- 1 総人口に占める65歳以上の割合は、令和2年10月1日現在で30.1%となっています。10年前と比べて6.8ポイント増加しており、今後も更に増加することが見込まれています。
- 2 本市は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会の実現に取り組んでいます。
- 3 後期高齢者の健康診査受診率は、令和元年度は52.11%となっており、平成27年度と比べて0.17ポイント増加しています。高齢者が健康で可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- 4 令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者は3,698人となり、平成27年と比べて約12.07%増加しています。高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、介護保険サービスの適切な提供に努めています。
- 5 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加していることなどを背景に、地域での見守りや支え合い、閉じこもり防止のために外出機会の確保などが求められています。

基本方針

市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進するとともに、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

施策の内容

1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

① 健康づくりへの支援

糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療やフレイル予防につなげるため、特定健康診査（75歳未満）や後期高齢者医療健康診査（75歳以上）を推進するとともに、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

② 介護予防・フレイル予防の推進

健康寿命を延ばす取組として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の事業を実施するとともに、家庭でも介護予防・フレイル予防の活動が継続できるよう、周知・啓発に努めます。

2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

① 就業への促進

生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりのため、あきる野市シルバー人材センターの育成と運営支援により、高齢者の就業を促進します。

② 社会参加への促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、高齢者クラブなどの団体活動や敬老行事等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援

① 介護人材の確保・定着・育成

介護人材の確保のため、入門的研修などを実施するとともに、外国人材の確保に向けた支援などに取り組みます。また、人材の定着・育成を図るため、就職準備金や資格取得支援への補助を行うとともに、研修の実施や必要な支援を進めます。

② 介護サービスの質の確保

よりよい介護サービスが提供されるため、給付実績の分析や各種実態調査等により、利用状況や意向等を把握し適正なサービスが提供されるよう取り組むとともに、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、実地指導や介護給付の適正化に取り組み、介護サービスの質の確保に努めます。

す。

③ 介護保険事業の基盤の整備

今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、適正な介護サービス基盤の整備について、検討していきます。

④ 自立した生活への支援

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対する配食サービスなどの事業を実施し、在宅生活を支援します。

⑤ 家族介護者への支援

介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方等を学ぶための介護教室などの事業を実施し、家族介護者を支援します。

4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

① 地域のネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域のネットワークづくりを推進します。

② 認知症支援の充実

認知症に関する周知・啓発と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族に対し集中的な支援・対応を図るため、認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症支援を充実します。

③ 権利擁護事業の普及と活用促進

高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護のため、地域における関係機関相互の情報交換や連携を図るとともに、権利擁護事業の普及啓発に努めます。

④ 総合的な相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実します。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・

推進に向けた取組を進めます。

⑥ 生活環境の整備と支援

高齢者が安全・安心で快適に自宅で暮らし続けるための住宅改修等を支援するとともに、市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

第5節 地域福祉の推進

現状と課題

- 1 本市は、地域保健福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進しています。
- 2 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、生活や福祉の課題が複雑化、多様化、複合化しており、既存のサービスだけでは解決できないケースが増えているため、地域全体で支え合うまちづくりが求められています。
- 3 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は令和元年度末には687世帯（962人）となっており、平成27年度と比べて約1.01倍の世帯数となっています。今後も相談、支援等の充実が求められています。
- 4 秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、活動を支援しています。

基本方針

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。

施策の内容

1 地域福祉の推進

① 保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進

高齢、障害、子育てなどの分野別相談内容の充実と合わせ、各担当課や関係機関との連携により、相談内容について包括的に解決を図る仕組みづくりを進めます。

② 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図ります。

③ お互いに支え合い、助け合う地域づくり

身近な地域で互いに支え合い、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員など、地域の連携強化を図り、様々な課題を持つ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域づくりを支援します。

④ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要な人が適切に利用でき、また利用者がメリットを実感できるよう権利擁護支援の地域における連携・対応強化を継続的に推進するため、中核機関を設置し、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行い、利用を促進します。

⑤ ボランティアの育成と支援

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、様々な分野のボランティア活動を支援します。

⑥ すべての人が快適に暮らせる環境づくりの推進

製品、建物、環境等を、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから考えてデザインするというユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。また、学校教育や様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリーの醸成を図ります。

⑦ 福祉サービスの質の確保

福祉サービス事業所に対する指導検査体制を充実させ、サービスの実施状況等を確認し必要な支援を行うことで、福祉サービスの質の確保を図ります。

第5章

教育・文化分野

第1節 人権尊重教育の推進

第2節 生涯学習社会の振興

第3節 青少年の健全育成の推進

第4節 個性を生かす学校教育の充実

第5節 社会教育推進体制の整備

第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

第1節 人権尊重教育の推進

現状と課題

- 1 全ての教育活動を通して、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、思いやりの心や多様性の尊重等を育む人権教育を実施しています。特別の教科道徳を要とした道徳教育を推進し、自己を見つめながら道徳的価値についての理解を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を目指しています。道徳授業地区公開講座を開催し、家庭、学校、地域が連携して、児童・生徒の健全育成を図っていきます。また、道徳教育で学び、感じたことを発表する場として、小学生による人権メッセージ、中学生の主張を「あきる野市教育の日」に行います。
- 2 これまでの人権教育の推進に関わる取組をもとに、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが求められています。
- 3 男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する情報提供、ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定、フォーラムの開催などにより、人権尊重、男女平等意識の啓発等に取り組んでいますが、女性の活躍推進、配偶者などからの暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて、さらに取組を進める必要があります。

基本方針

全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育や社会教育活動などを通して人権尊重教育や男女共同参画を推進します。

施策の内容

1 人権尊重の推進

① 人権教育の推進

全ての学校において人権教育を実施し、人権の意義や内容、多様性について、発達段階に応じた理解を促し、自分の大切さとともに他の人の大切

さを認め、人権擁護に取り組むことができる児童・生徒の育成を図ります。また、教職員が人権尊重の理念を十分に理解し実践できるように、人権教育に係る研修を実施します。

② いじめ問題への対応の推進

各学校において、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ事案の軽重を問わず実態把握に努めるとともに、いじめの未然防止に係る取組、組織的な早期対応を進めます。また、個々の事例に応じて保護者や関係機関などと連携しながら、いじめ問題の解決に向けた対応を推進します。

2 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画の推進

男女共同参画プランに基づき、全ての市民が性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発に取り組めます。

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図ります。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがいきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

第2節 生涯学習社会の振興

現状と課題

- 1 多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティアなどとの協働により、事業展開を図る必要があります。
- 2 学習した成果を地域における教育活動に生かす機会や事業の提供を行うことにより、「知の循環型社会」の構築を図る必要があります。

基本方針

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。

施策の内容

1 生涯学習の推進

① 生涯学習の機会や場の充実

行政のみならず、民間教育機関や企業などと連携・協力し、より広く深い学習機会の提供と充実を図ります。また、ICTを活用した情報提供システムの整備や恒常的な相談窓口の開設など、相談体制の確立をめざすとともに、生涯学習関連施設の整備・充実や専門的知識を持った職員の適正配置を推進します。

② 人材育成の充実

市民が学習や経験で得た成果を生かし、地域社会へ還元する取組を積極的に推進します。また、市民が生涯学習推進の主体となっていくために、人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐ役割を果たすコーディネーターの育成とその活用を推進します。

第3節 青少年の健全育成の推進

現状と課題

- 1 不登校状況にある児童・生徒に対して、学校、せせらぎ教室、家庭、関係機関が連携して支援を行い、学校復帰及び社会的自立を促す取組を行います。
- 2 教育相談所の臨床心理士や相談員による巡回相談を実施し、学校における青少年の健全育成に向けた指導・助言を行っています。教育相談所では341件（延べ1,998回）の相談を受け（令和元年度）、相談内容について学校と情報共有をしています。
- 3 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備などの活動が行われています。
- 4 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。

基本方針

健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などを推進するため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成に取り組めます。

施策の内容

1 学校での健全育成

① せせらぎ教室の充実

不登校状況にある児童・生徒に対して、在籍校において個の特性に応じた指導、支援を行うとともに、主体的に学校復帰や社会的自立に向かえるように、せせらぎ教室での指導の充実を図ります。

② 教育相談等の充実

いじめや不登校などの生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣します。各学校にはスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図ります。教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図るとともに、各学校に臨床心理士を派遣して、特別な配慮を要する児童・生徒への対応に向けた指導・助言を行います。

2 地域や家庭での健全育成

① 健全育成活動の充実

健全な家庭づくりを推進するための啓発活動や学習機会を提供するとともに、地域でリーダーとして活動できる人材の育成、青少年健全育成団体やPTAなどへの支援を行います。また、子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実

学校を核として地域住民等の参画や地域の特性を生かした事業を展開し、子どもたちの教育環境の充実を図ります。

③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討

子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立の支援策を検討します。

第4節 個性を生かす学校教育の充実

現状と課題

- 1 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の作り手となる力を児童・生徒の育成が求められており、教育基本計画に基づき、各学校の創意工夫を生かして、児童・生徒の個性を生かす学校教育を推進しています。
- 2 知的障害特別支援学級を小学校に4校、中学校に2校設置し、中学校には情緒障害特別支援学級を1校設置しています。特別支援教室は全ての市内公立学校に設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境を整備しています。

課題として、児童・生徒の特性に合った学習の場の選択が挙げられ、就学相談委員会や入室判定委員会での就学先等の審議の充実を図るとともに、小学校において、令和5年度に自閉症・情緒障害の固定学級1校を新設する方向で検討が進められています。
- 3 小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動を推進しています。
- 4 学校施設については、子どもたちが安心して学び、生活できる環境として維持管理する必要があり、地域拠点という性格上、災害発生時における避難施設としての役割や機能も求められています。

基本方針

教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組むとともに、各学校の創意工夫の下、ICT機器を有効活用しながら、一人一人を大切にしたユニバーサルデザインを視点とした授業づくりや特別支援教育の充実など、児童・生徒の個のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

施策の内容

1 教育内容の充実

① 確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うために、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育を推進します。

② ICT教育の充実

1人1台タブレット端末の利活用により、児童・生徒の興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育を実施します。

③ 特別支援教育の推進

特別な支援を要する児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境、人的配置を整備するとともに、障害特性に則した教育課程、個別指導計画を編成し、個性を伸ばさせる特別支援教育を推進します。

④ 教育指導の充実

小・中学校9年間を通した一貫教育を進め、体力の向上や健康の保持・増進に向けた、体育・保健体育科での体育・健康教育、外国語でのコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実とともにカリキュラムマネジメントにより、郷土の豊かな自然と触れ合い活動を通じた環境教育や、地域の伝統・文化を活用した伝統・文化理解教育を推進します。

⑤ 特色ある学校づくりの推進

学校評価などにより学校運営を振り返り、児童・生徒の実態や地域の願いを把握するとともに、学習指導要領の内容を踏まえ、地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動を推進します。

⑥ 教員の指導力の向上

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、研究授業の実践や学校内で実施するOJT研修の実施により、主体的・対話的で深い学びの視点で授業改善を進め、教員の指導力の向上を図ります。

⑦ 幼児教育の振興の支援

国や東京都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教

育の振興を支援します。

2 教育環境の整備

① 学校施設の適正管理

校舎や体育館、校庭、プールなどの学校施設を日常的・定期的に点検・評価し、健全な状態を維持します。

② 情報化社会に対応した教育環境の整備

国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づくICT教育を推進するため、学校ICT環境の維持管理と充実に取り組みます。

③ 学校保健の充実

各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。

④ 子どもの安全確保の推進

学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダーの配置などを行い、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進します。

⑤ 学校給食センター整備の推進

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。

第5節 社会教育推進体制の整備

現状と課題

- 1 社会教育の学習拠点である図書館においては、平成30年度の人口に対する個人登録者の割合が21.9%であり、市民1人当たりの蔵書率が7.43冊となっています。
- 2 多様化する図書館ニーズに対応するために、設備の充実や利便性の向上が求められています。また、さまざまな形態の資料や地域の課題解決に資する資料などの充実も求められています。
- 3 五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館で展示していますが、郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が求められています。

基本方針

市民が、生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

施策の内容

1 社会教育の拠点整備

① 図書館施設の維持管理および設備の充実

学習の機会や場を提供するために、図書館施設の適切な維持管理を行うとともに、多様化するニーズに対応するために、設備の充実を図ります。

② 図書館機能の整備・充実

図書館の機能向上を図るため、文字・音声・映像など各種資料や地域の課題解決に向けた情報源の収集と情報提供の充実を図ります。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します。

2 文化財の保護・活用の推進

① 文化財の保護と活用

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財を収集し、適正な保存管理を行うとともに、収蔵資料等の調査研究を進めます。また、資料を活用した常設展示や企画展、旧市倉家住宅での年中行事の展示などにより、文化財の活用を推進します。さらに、文化財に関する各種の講座や体験教室などを開催し、市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解を図ります。

② 伝統芸能保存活動の支援

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して指導・助言を行い、夏まつりでの公開など、芸能の保存・伝承活動を支援します。また、農村歌舞伎の上演に必要な道具類を必要に応じて歌舞伎保存団体に提供するとともに、歌舞伎の公開等に際して指導・助言を行います。さらに、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存・伝承活動を支援します。

③ 郷土学習の支援

市民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供するため、指定文化財の公開促進を図ります。また、市民解説員に対して、社会科授業での解説など活動の場を提供し、その充実を図ります。さらに、五日市郷土館及び二宮考古館において文化財関係の情報を提供し、利用者の郷土学習を支援します。

第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 1 スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興施策を体系的に推進しています。
- 2 市民が生涯を通じて、文化・レクリエーション活動に親しむことができるよう、施設の適正な維持管理や活動機会の提供、拠点施設の充実などが求められています。
- 3 秋川キララホールは、市民の文化創造と交流の拠点として、優れた芸術文化に触れることができる機会の充実や音楽・芸術文化を担う人材の育成などが求められています。
- 4 生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが、各種プログラムを展開しています。
- 5 スポーツは、心身の健康増進や人と人との交流を促すなど、健康で活力に満ちた社会の実現に大きな役割を果たすとされています。市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

生涯を通じて文化、レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツができる環境づくりを推進するための施策を展開することにより、文化・スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策の内容

1 芸術文化の振興

① 文化・レクリエーション活動の拠点施設の充実

生涯を通じた文化、レクリエーション活動を支援するため、その拠点施

設である社会教育施設の充実を図ります。

② 文化活動の促進

市民が生涯にわたり学習する機会の提供や各種サークル活動の支援など、公民館事業の充実を図ります。また、市民等の音楽や演劇の発表や鑑賞の場としての秋川キララホールの利用促進を図ります。

2 スポーツの推進

① ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

誰もがスポーツを楽しむことができるよう、NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携して、多様な世代に向けた情報発信や多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

② スポーツをする場の整備・充実・確保

スポーツ施設を改修し、安心してスポーツに親しむ環境を整備するとともに、スポーツ活動を楽しめる場の充実を図ります。

③ 地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

スポーツ推進委員、NPO法人あきる野市スポーツ協会所属の指導者、ボランティアの育成・支援と連携、総合型スポーツクラブの活動支援と連携などに取り組み、地域団体との連携によるスポーツの振興を図ります。

④ 市の特性を活かしたスポーツ推進

市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽に継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を活かしたウォーキングなど、市の特性を活かしたスポーツ活動を推進します。

第6章

行財政分野

第1節 財政運営の健全化

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

第3節 組織・人事体制の活性化

第4節 協働によるまちづくりの推進

第5節 広域行政・広域連携の推進

第1節 財政運営の健全化

現状と課題

- 1 市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入が低迷する中、公債費が高い水準にあり、各福祉分野の社会保障関係経費が増加するなど、厳しい状況が続いています。
- 2 民間委託、指定管理者制度の導入など民間活力の導入により、施設の効率的な運営や業務の効率化を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に取り組んでいます。

指定管理者制度を導入している施設は、令和3年1月1日現在で、体育施設をはじめ17施設となっています。

- 3 健全化判断比率は、市債の償還が進んでいることなどにより改善しています。
- 4 経常収支比率は、90%台で推移しており、数値の改善が課題になっています。
- 5 財政調整基金は、平成30年度末には、標準財政規模の約1割となる約16.7億円の積立残高になっています。

基本方針

積極的な財源の確保や事務の効率化等により、市民サービスの向上と歳出抑制に取り組むなど、行政の役割を意識しながら、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持していくため、財政の健全化に向けた取組を推進します。

施策の内容

1 財政健全化の推進

① 計画的な財政運営

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、市民の要

望に適切に対応できる財政体質を維持します。

② 企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計画書及び資金収支計算書の財務書類4表)を活用した行財政運営を進めます。

2 財源の確保

① 自主財源の確保に向けた取組

不用財産の売却や貸付等、有料広告の充実を図るとともに、寄附を活用したまちづくりを進めるなど、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

② 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納処分を強化し、徴収率の向上に取り組めます。

③ 受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。

④ 補助金・負担金の適正化

補助金及び負担金については、社会状況や市民ニーズの変化などを踏まえ、目的や効果などの公益上の必要性を検証しながら、常に見直すことで適正化を推進します。

⑤ 計画的な産業立地の推進（再掲）

産業系土地利用の増進と地域経済力を高めるため、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しつつ地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。

また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

3 事務経費の合理化

① 事務事業の見直し

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したものなどは、見直しを図ります。

② 民間活力の導入

市民サービスの向上とともに経費の節減、合理化を図るため、民間が実施可能な分野について、民間委託化、指定管理者制度の導入などを計画的に推進します。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、モニタリング等を通じて、公共施設の適切な管理運営がなされているかなどを点検・評価し、市民サービスの向上や経費の節減に努めます。

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

現状と課題

- 1 行政サービスについて、ICTを活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術やAI・RPA等の活用により業務の効率化を図ることで、その人的資源を更なる行政サービスの向上へ繋げていくことが求められています。
- 2 高度情報社会の進展に伴い、庁内・庁外のインフラを活用した市民の利便性向上が求められています。市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、情報セキュリティ対策を講じて、保有する情報を守り、業務を継続することが必要となっています。
- 3 市が所有している土地・公共施設等は多岐にわたるとともに量が多く、低未利用な状態や老朽化が進んでいることから、施設の老朽化や人口減少・少子高齢化など、公有財産を取り巻く環境の変化を踏まえ、適正管理・最適化について検討する必要があります。

基本方針

市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、ICTを活用していくとともに情報資産を守るための取組を推進します。また、将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティマネジメントを推進していきます。

施策の内容

1 情報通信技術の活用

① ICTの利活用の促進

AI・RPA等をはじめとするICTの有効活用を図るとともに、行政手続のオンライン化を推進します。また、国の推進する自治体の情報システムの標準化・共通化を進めます。

② 情報セキュリティ対策の強化

ICTを使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、物理

的、人的及び技術的な対策を組み合わせ、高度な情報セキュリティ対策の強化を図ります。

2 ファシリティマネジメントの推進

① 公共施設等の総合管理の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、安全な公共施設等の提供とトータルコストを削減するため、公共施設等の適正な管理や活用に取り組み、建物等の長寿命化や予算の平準化を図るとともに、将来のまちづくり、人口動向及び社会情勢等を見据え、それぞれの施設の必要性を十分に勘案し、施設の統廃合等による再編を検討します。

② 低未利用地等の利活用の推進

普通財産における低未利用地等は、未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や売却に必要な条件整備を図り、売却や貸付けなどを推進します。また、多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産管理と活用について検討します。

③ 公共サービスの利便性向上

公共施設において良好なサービスを提供するため、利用者の推移や維持管理経費などの状況を把握するとともに、住民票の交付等の公共サービスについては、利用者の声を反映させる仕組みにより、利便性の向上を図ります。また、オンラインサービスの範囲を拡充します。

④ 第三セクターの適正運営

株式会社秋川総合開発公社と新四季創造株式会社の第三セクターについては、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。

第3節 組織・人事体制の活性化

現状と課題

- 1 平成26年度までは、定員適正化等により職員数の削減を行ってきましたが、多様化する市民ニーズ、法改正等に伴う制度改正や市への各種権限移譲等の対応に伴う行政需要の高まりから、平成27年度以降の職員数は増加に転じています。

平成30年4月1日現在の職員数は436人です。平成15年4月1日現在の職員数（550人）と比べ114人減少しています。大量退職に伴う新規職員の採用等により、職員の年齢構成や経験値に歪みが生じています。

- 2 市では、個々の施策として、個人情報保護保護や情報セキュリティ対策に取り組んできましたが、行政においてもICTの利活用の推進が求められる中、内部統制機能の仕組みの検討・構築などに取り組む必要があります。

- 3 自然災害の発生や新型ウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件などの危機に際し、市民の健康と安全を守るため、災害対策本部の下、業務継続計画（BCP）に基づく業務を行う危機管理体制に移行します。今後も、大規模災害等が発生する可能性があることから、危機管理体制を維持するとともに、必要に応じて体制の見直しや充実を図ることが求められます。

基本方針

多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制及び危機管理体制を整備し、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、組織・人事体制の活性化に努めます。

施策の内容

- 1 行政推進体制の整備（行政力の強化）

- ① 効率的・効果的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、効率的・効果的な組織の見直しを行います。

② 職員体制の活性化

人材育成基本方針に基づき、様々な行政課題に対応するため、多様な人材の確保に努めます。

また、人事評価の活用、研修の充実等により能力の開発を行い、地方分権の進展に対応し、意欲と情熱を持って新たな課題の解決に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員の育成に努めます。

③ コンプライアンス・内部等機能の強化（一部再掲）

不祥事の未然防止、住民等とのトラブルの防止に向け、ＩＣＴ施策の推進状況も踏まえ、法令遵守、情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理（マネジメント）の手法の整備など、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築します。

2 危機管理体制の整備

① 危機管理体制の整備

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制を整備します。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。

第4節 協働によるまちづくりの推進

現状と課題

- 1 防災・安心地域委員会や地域経済活性化本部、森林サポートレンジャーの取組など、市民や市民活動団体、民間団体などと協働により、地域の課題解決を図っています。
- 2 平成28年に施行された官民データ活用推進基本法により、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じるものとする」とされ、本市は平成30年12月からオープンデータの取組を開始しました。
- 3 市民活動を推進するためには、市民と行政が情報を共有することが重要であり、市広報紙やホームページ等による広報の取組と市長への手紙や市民アンケート調査等による広聴の取組の更なる充実が求められています。
- 4 市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメントや各種委員会委員への市民参画等に取り組んでいます。市政への市民参画を更に推進するため、市民組織等の支援や、各種事業における市民参加の機会の確保などが必要です。
- 5 多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成、知名度の向上を図る活動として、シティプロモーションに取り組んでいます。

基本方針

行政運営の透明性を確保するため、多様な手段により市政情報を発信するとともに、多様な主体と市政情報の共有化を図りながら市政運営への市民参加を推進します。

施策の内容

1 市民活動の推進

① 協働のまちづくりの推進

市民や市民活動団体、民間団体などと行政の役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い地域の課題解決を図るなど、市民と協働のまちづくりを推進します。

② 町内会・自治会活動の支援（再掲）

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会連合会の会報を市のホームページに掲載するとともに、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

③ 市民組織等との連携・協働

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会、明星大学、五日市高等学校を始めとする様々な市民組織、公的機関、教育機関、民間団体などとの連携・協働を図ります。

④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。

⑤ 市民参加の継続（再掲）

道路や水路、公園などの公共施設において、市民等が自発的に緑化や美化、清掃などの活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度へ登録する団体を増やす方法の検討や、地域の子どもたちの環境学習の一環としての活動推進、地域等への資材等の提供・備品の貸出等による市民参加を推進します。

2 市政情報の発信・共有

① 市政情報の共有化

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータの活用を促進します。また、市政情報を共有できるよう、デジタルディバイド対策にも取り組みます。

② 広報の充実

市広報紙やホームページで分かりやすく情報提供するとともに、各種SNSなどにより、市民ニーズに対応した多様な手段による情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③ 広聴の充実

市長への手紙、地域懇談会、各地域に出向いたワークショップの実施、パブリックコメントの実施により直接市民の意見を聴く場の充実を図るとともに、市民アンケート調査などの実施により、広聴の充実を図ります。

④ シティプロモーションの推進

各種SNS、フィルムコミッション、パブリシティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シティプロモーションを推進します。

第5節 広域行政・広域連携の推進

現状と課題

- 1 様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全、防災対策、都市基盤の一体的な整備、観光PRなど、市域を越える広域的な取組を必要とする政策課題が増えており、地方公共団体間の連携による対応が求められています。
- 2 西多摩地域の8市町村は、「西多摩地域広域行政圏協議会」を組織し、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進を図るため、各種事業を実施しています。また、秋川流域の3市町村では、秋川流域の開発振興、促進及び諸問題を解決するため、「秋川流域開発振興協議会」を組織しています。
西多摩地域及び秋川流域の広域的な課題に対応するため、今後も、行政間の連携を強化していく必要があります。
- 3 広域的な行政ニーズに対応するため、「西秋川衛生組合」「阿伎留病院企業団」「秋川流域斎場組合」などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。
- 4 栗原市、大島町及びマールボロウ市と姉妹都市等の関係性を構築しており、防災、産業、教育などの分野で、各種事業を推進しています。

基本方針

広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、周辺市町村等との広域行政及び広域連携を推進します。

施策の内容

1 広域行政の強化

① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化

広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会や秋川流域開発振興協議会などの広域的組織を通じて、自治体間の連携を強化します。

② 一部事務組合等による連携の強化

広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合等への参画を通じて、自治体間の連携を強化します。

③ 広域的な防災対策の推進（一部再掲）

災害発生に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実するなど、広域的な防災対策を推進します。

2 広域連携の推進

① 関係自治体との連携

西多摩医療圏の公立病院の連携強化、観光ルートや観光スポットの開発、河川環境の整備、J R五日市線の利便性の向上や輸送力の強化、環境の保全など、特定の行政課題に対応するため、関係自治体との連携の維持・強化に取り組みます。

② 姉妹都市、友好都市との交流の充実（一部再掲）

友好姉妹都市栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。

③ 学校給食センター整備の推進（再掲）

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。

